明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（略）	（略）	（略）	（略）	
備考 一～三　（略）				

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表令和三年オリンピック・パラリンピック特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づき、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―六九―二

人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） （削る） 九～十二　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略） 九　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員 十～十三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）に基づき、人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―七二―二

人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～八　（略）

				第十七条第五項の申出の文書等
（略）	（略）	（略）	（略）	
備考 一～三　（略）				